



島根県報

平成18年 1月 6日 (金)
 第 1,740 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則		
島根県道路管理規則の一部を改正する規則	(道路維持課)	2
告 示		
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地域福祉課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	3
土地改良区の役員の就任	(農村整備課)	3
土地改良区の役員の就任及び退任	(")	3
土地改良区の定款変更の認可	(")	4
換地計画書の縦覧	(")	4
土地改良法の規定に基づく工事完了の届出	(")	4
保安林予定森林	(森林整備課)	4
解除予定保安林	(")	5
島根県森林整備工事入札参加資格審査要綱	(")	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	12
道路の供用開始	(")	13
都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課)	13
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正	(建築住宅課)	13
公 告		
肥料の登録の更新	(農畜産振興課)	14
都市計画の変更案の縦覧(3件)	(都市計画課)	14
県立出雲高等学校校内LAN用パソコン等機器賃貸借に係る一般競争入札の実施	(教育施設課)	15
正 誤		
平成17年12月16日付け島根県報第1,736号中	(森林整備課)	17
平成17年11月25日付け島根県報号外第107号別冊中	(選挙管理委員会)	17

公布された条例等のあらまし

島根県道路管理規則の一部を改正する規則(規則第1号)

1 規則の概要

カーブミラーについては、無条件で占用料を免除することとした。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県道路管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年1月6日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第1号

島根県道路管理規則の一部を改正する規則

島根県道路管理規則(昭和53年島根県規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表中 「カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件」を

「カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第1号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年1月6日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松江市立病院	松江市乃白町32番地1	平成17年8月1日
あおい薬局	益田市乙吉町イ89番地10日興ビル1階	平成17年12月1日

島根県告示第2号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年1月6日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
総合病院松江市立病院	松江市灘町101番地	平成17年7月31日
仁寿みなかみ診療所	大田市水上町三久須11番地2	平成17年7月31日

島根県告示第 3 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成18年 1 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 ウィード メディカル松江営業 所	松江市東津田町1731 番地10	福祉用具貸与	有限会社 ウィード メディカル松江営業 所	松江市東津田町1731 - 10	平成17年 12月13日
有限会社 はるひ福 祉サービス	鹿足郡津和野町寺田 67 - 2	認知症対応型 共同生活介護	はるひ苑 津和野	鹿足郡津和野町寺田 67 - 2	平成17年 12月 1 日
株式会社 アゼーリ	浜田市三隅町西河内 1084番地47	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム ア ゼリア	松江市黒田町475番 地 7	平成17年 11月26日

島根県告示第 4 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 1 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

益田市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

伏谷 正明 益田市赤雁町口513番地

2 就任年月日

平成17年11月25日

島根県告示第 5 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 1 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

美濃郡匹見町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

森 正樹 益田市匹見町匹見イ596番地 1

2 就任年月日

平成17年11月25日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

上田 宏 益田市匹見町匹見イ378番地2

島根県告示第6号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、美濃郡匹見町土地改良区の定款変更を平成17年12月19日付けで認可した。

平成18年1月6日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第7号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う悠YOUおおち東地区木須田工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成18年1月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成18年1月6日から21日間

3 縦覧の場所

邑南町役場

島根県告示第8号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年1月6日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	完了年月日
松江市土地改良区	上岡地区農道事業（基盤整備促進事業）	平成17年11月11日

島根県告示第9号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年1月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林予定森林の所在場所

松江市八雲町西岩坂2354 - 1、4153 - 2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㊦ 主伐は、択伐による。

㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

松江市八雲町西岩坂2448 - 2、2448 - 3、4576、4577、4578

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㊦ 主伐は、択伐による。

㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第10号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年 1 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

江津市都野津町2307 - 72から2307 - 74まで、2308 - 47から2308 - 49まで

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第11号

島根県森林整備工事入札参加資格審査要綱を次のように定める。

平成18年 1 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県森林整備工事入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の11第2項の規定に基づき、県が発注する森林法(昭和26年法律第249号)第41条第1項に基づく治山事業における森林整備工事の請負契約

に係る指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 入札には、次に掲げる要件を満たすことを知事が認定した者(以下「入札参加資格者」という。)でなければ参加することができない。

(1) 森林組合法(昭和53年法律第36号)に規定する森林組合又は林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項の規定により労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画(以下「改善措置計画」という。)を作成し、島根県知事の認定を受けた事業主であること。

(2) 森林整備に関する指導監督、施工管理及び安全管理を確実に行うことができ、かつ、次のいずれかの資格を有する者(以下「技術職員」という。)を雇用している者

ア 技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士(森林部門に限る。)

イ 森林法に基づく林業改良指導員

ウ 社団法人日本森林技術協会の定める林業技士(林業経営部門に限る。)の登録を受けている者

エ 林業に関する学科を修めた者であって、森林整備の施工に関し学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校の卒業後5年以上(同法による大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては、卒業後3年以上)の実務経験を有する者

オ 森林整備の施工に関し10年以上の実務経験を有する者

(3) 次に掲げる要件を満たす専ら森林の整備に従事する林業技術職員(技術職員及び作業職員(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく安全衛生教育(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第36条第8号及び第8号の2に掲げるチェーンソー取扱業務並びに刈払機取扱作業に関する教育に限る。))を受けた者をいう。)を5人以上雇用していること。

ア 通年(年間210日以上)雇用されている者であること。

イ 健康保険、労働者災害補償保険、厚生年金保険、雇用保険及び退職金制度に加入していること。

(4) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(5) 島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。)の滞納がないこと又は納税義務がないこと。

(6) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(入札参加資格審査の申請手続)

第3条 入札参加資格の認定を受けようとする者は、森林整備工事入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 法人にあつては、登記事項証明書

(2) 個人にあつては、誓約書(様式第2号)

(3) 営業所一覧表(様式第3号)

(4) 改善措置計画認定書の写し

(5) 委任状(契約の締結に係る権限を委任する場合に限る。)

(6) 支庁長又は総務事務所長が発行した県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)

(7) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)

(8) 法人にあつては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類

(9) 個人にあつては、青色申告書の写し又は資産及び負債の状況を明らかにした書類

(10) 森林整備施工実績一覧表(様式第4号)

(11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項の規定により提出する書類のうち、申請書及び委任状は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

3 申請書は、農林水産部森林整備課へ持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により送付するものとする。

（入札参加資格審査）

第4条 入札参加資格審査は、隔年度に実施する定期審査（以下「定期審査」という。）及び随時に実施する随時審査（以下「随時審査」という。）とする。

2 定期審査は、これを実施する年度の1月4日から2月末日までの間に限り申請することができる。

3 随時審査は、新たに入札参加資格の認定を受けようとする者に限り申請することができる。

（入札参加資格審査の結果の通知）

第5条 知事は、入札参加資格の審査の結果を申請者に通知するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第6条 入札参加資格の有効期間は、定期審査については当該認定を受けた年度の翌年度の4月1日から2年間、随時審査については当該認定を受けた日から直後の定期審査が実施される年度の3月31日までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めた場合には、入札参加資格の有効期間を変更することができる。

（申請書の記載事項の変更届）

第7条 入札参加資格者は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面により知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 第3条第1項第5号に掲げる委任状の記載事項

2 前項の書面は、日本語で作成しなければならない。

3 第3条第3項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

（認定の取消し）

第8条 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、入札参加資格の認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条第1号から第4号までの要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請により第2条の規定による認定を受けたことが判明したとき。
- (3) 営業を休止し、又は廃止したとき。

（認定の取消しの通知）

第9条 知事は、前条の規定により認定を取り消したときは、その旨及び取り消した理由を当該者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成18年1月6日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

森林整備工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

島根県知事 様

所在地

申請者 商号又は名称

代表者氏名

印

島根県で発注される森林整備工事の入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 入札参加を希望する作業種

Table with 7 columns: 植栽, 下刈り, つる切り, 除伐, 枝落し, 本数調整伐(間伐), 地拵え

注 入札参加を希望する作業種に を記入すること。

2 技術職員数の内訳

Table with 4 columns: 区分, 資格名, 本店, その他の営業所等. Rows include 技術職員, 作業職員, 労働安全衛生法関係

注 「技術職員」欄について、1人で複数の資格を有する場合は、そのうち主な資格1つを記入すること。

添付書類

- 1 登記事項証明書 部
2 誓約書 部
3 営業所一覧表 部
4 島根県税に係る納税証明書 部
5 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 部
6 貸借対照表等 部
7 青色申告書の写し等 部
8 改善措置計画認定書の写し 部
9 森林整備施工実績一覧表 部
10 印鑑証明書 部
11 使用印鑑届 部
12 委任状 部

様式第 2 号 (第 3 条関係)

誓 約 書

私は、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

印

様式第3号(第3条関係)

営 業 所 一 覧 表

本 店	フリガナ				
	商号又は名称				
	代表者職名				
	代表者氏名				
	所在地				
	電話番号				
	FAX番号				
従業員数	技術職員	作業職員	事務職員	計	
		()班			
そ の 他 の 営 業 所 等	フリガナ				
	名称				
	代表者職名				
	代表者氏名				
	所在地				
	電話番号				
	FAX番号				
従業員数	技術職員	作業職員	事務職員	計	
		()班			
営 業 所 等	フリガナ				
	名称				
	代表者職名				
	代表者氏名				
	所在地				
	電話番号				
	FAX番号				
従業員数	技術職員	作業職員	事務職員	計	
		()班			

- 注 1 本店及びその他県内営業所等は、請負を希望する本店又は営業所等の単位で作成すること。
- 2 技術職員は、島根県森林整備工事入札参加資格審査要綱第2条第2号に掲げる者をいい、作業職員と重複しないこと。
- 3 「作業職員」欄の()には、作業班数を記載すること。

様式第 4 号 (第 3 条関係)

森 林 整 備 施 工 実 績 一 覧 表

単位 : ha (管内)

年 度	作 業 種	施 工 場 所	施 工 面 積	発 注 機 関	備 考

(注) 1 申請日の属する年度の前 2 年度分の施工実績を記載すること。
2 隠岐支庁又は各農林振興センター管内ごとに作成すること。
3 作業種ごとに発注機関別にまとめて記載すること。ただし、県発注分については契約単位で記載し、備考欄に事業名を記載すること。
4 作業種ごとに施工面積の合計を記載すること。
5 「施工場所」欄には、市町村名を記載すること。
6 「発注機関」欄には、国、県、市町村、林業公社、個人等を記載すること。

島根県告示第12号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年1月6日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長			
県 道	西郷都万五箇線	隠岐郡隠岐の島町油井妙木329番1地先から同地先まで	前	メートル 26.50～ 32.00	メートル 27.00	隠岐支庁	災害防除工事	
			後	31.80～ 37.80	27.00		拡幅	
"	"	隠岐郡隠岐の島町油井妙木329番1地先から同332番17地先まで	前	24.20～ 42.60	102.00		災害防除工事	
			後	19.00～ 33.20	102.00		拡幅	
"	"	隠岐郡隠岐の島町北方客ノ森359番2地先から同359番6地先まで	前	16.50～ 20.50	27.00		不用物件発生	
			後	16.00～ 17.00	27.00		減幅 払い下げ	
"	"	隠岐郡隠岐の島町南方瀬崎555番1地先から同地先まで	前	19.30～ 19.50	19.50		不用物件発生	
			後	17.80～ 18.00	19.50		減幅 払い下げ	
"	松江鹿島美保関線	松江市美保関町片江147番1地先から同431番1地先まで	前	4.00～ 27.50	808.00		松江土木建築事務所	道路改良工事
			後	7.80～ 52.50	787.60			拡幅
"	三次江津線	江津市桜江町川戸1215番地先から同地先まで	前	4.00～ 4.50	19.70		"	災害復旧工事
			後	4.00～ 6.70	19.70			拡幅
"	"	江津市江津町1579番59地先から同地先まで	前	5.00～ 5.60	99.70	"	災害防除工事	
			後	6.20～ 25.00	99.70		拡幅	
"	"	江津市江津町1579番59地先から同地先まで	前	4.60～ 4.80	12.00	浜田土木建築事務所	災害防除工事	
			後	6.20～ 6.50	12.00		拡幅	

"	"	江津市江津町18番 7 地先から同町18番 3 地先まで	前	5.20 ~ 7.00	16.00	災害防除工事 拡幅
			後	5.20 ~ 13.00	16.00	
"	皆井田江津線	江津市二宮町神主イ64番 2 地先から同イ107番 4 地先まで	前	24.50 ~ 47.00	31.00	災害復旧工事 拡幅
			後	24.50 ~ 48.00	31.00	

島根県告示第13号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 1 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	西郷都万五箇線	隠岐郡隠岐の島町油井妙木329番 1 地先から同332番17地先まで	メートル 139.00	平成18年 1 月 6 日	隠岐支庁	

島根県告示第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成18年 1 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
大田都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
大田市大田町
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県告示第15号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成16年島根県告示第291号）の一部を次のように改正し、平成17年 4 月 1 日から適用する。

平成18年 1 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

表松江市の項中 「

0.95
1.00

」 を 「

0.78
0.82

」 に改める。

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成18年1月6日

島根県知事 澄田信義

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
島肥登第402号	副産苦土肥料	HMY1号	く溶性苦土 15.0	公定規格のとおり	株式会社 安来製作所 東京都港区芝浦一丁目2番1号	平成21年1月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成18年1月6日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画の種類
 宍道都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 松江市宍道町佐々布及び伊志見
- 3 縦覧場所
 島根県土木部都市計画課及び松江市役所
- 4 縦覧期間
 平成18年1月6日から平成18年1月20日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成18年1月6日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画の種類
 出雲都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

出雲市上島町、船津町、宇那手町、大津町、朝山町、所原町、馬木町、古志町、下古志町、芦渡町及び知井宮町
簸川郡斐川町大字学頭、神庭、三絡、直江町、神水及び出西

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課、出雲市役所及び斐川町役場

4 縦覧期間

平成18年 1 月 6 日から平成18年 1 月20日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成18年 1 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

川本都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

邑智郡川本町大字川本

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び川本町役場

4 縦覧期間

平成18年 1 月 6 日から平成18年 1 月20日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成18年 1 月 6 日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

県立出雲高等学校校内LAN用パソコン等機器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成18年 3 月 1 日から平成23年 2 月28日まで

(4) 納入期限

平成18年 2 月28日（火）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

借入に要する一切の諸経費を含めた総価で入札に付する。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格等

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条に規定する入札参加資格者名簿において、次のア又はイのいずれかの業種及び等級に登録された者であること。
ア 営業種目の大分類「1 文具・事務用機器類」中分類「(4)情報処理機器」のA等級
イ 営業種目の大分類「14 借入品」中分類「(2)情報処理機器」のA等級
- (3) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、当該物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (7) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3の(1)の場所に平成18年1月17日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 入札手続等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階
島根県教育委員会教育施設課(電話0852-22-6602)
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
平成18年1月6日から平成18年1月10日までの間(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)、上記(1)の場所において交付する。
交付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 開札の日時及び場所
日 時：平成18年1月23日(月)午後1時30分から
場 所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室
その他：郵便による入札は認めない。

4 その他

- (1) 契約の手續に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
なお、同規則第61条第1項中の「その者の見積る契約金額」は「その者の見積る契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
なお、同規則第69条第1項中の「契約金額」は「契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取

り扱うものとする。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2 回まで行うものとする。

(9) その他詳細

入札説明書による。

正

誤

平成17年12月16日付け島根県報第1,736号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
8	上から17	隠岐郡隠岐の島町都万角ヶ谷5209 - 1 ・ 5210 ・ 5211 - 1 ・ 5212 - 3 ・ 5220から5222まで ・ 5223 - 3 (以上 8 筆について次の図に示す部分に限る。)、白水5224 - 1 ・ 5226 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、5225 - 3	隠岐郡隠岐の島町都万角ヶ谷5209 - 1 ・ 5210 ・ 5211 - 1 ・ 5220から5222まで ・ 5223 - 3 (以上 7 筆について次の図に示す部分に限る。)、白水5224 - 1 ・ 5226 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、5212 - 3、5225 - 3

平成17年11月25日付け島根県報号外第107号別冊中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
82	創雲会の表中	中筋 豊	中筋 豊通

